

表 難民保護・送還政策の改正項目

入国者数の抑制	難民申請不許可者の退去	難民支援は国際的義務で要求される範囲に限定。
		初期滞在許可を5年から30ヵ月に短縮。保護が依然必要とされる場合にのみ更新可能。
		英国滞在20年までは定住資格を付与せず、要件は今後の協議で設定。
		「就労・就学」ピザルートへ移行可能にし、早期定住資格・家族スポンサー権を取得可能にする。
		基本保護対象者の家族再統合権は自動付与されず、厳格な要件を適用。
		納税者負担の公的資金給付は、経済的貢献を行う者を優先。2026年に協議を予定。
		同伴者のいない子ども、子ども連れの家族、その他の難民申請者向けの支援には特別な配慮を行う。
	亡命支援・宿泊施設	支援義務を廃止し、亡命希望者への支援提供の法的義務は、裁量権に置き換え。
		就労権を有する者、意図的に困窮状態に陥った者、支援条件を順守しない者への支援を拒否。
		英国法順守を条件とし、犯罪行為・移転拒否・秩序妨害行為には制裁を適用。
		資産・収入がある者は支援費用の一部を負担。
		議会会期終了までに難民申請者向けホテルからの退去を完了し、大規模施設（軍事施設含む）へ移行。
	不法就労対策	不法就労者を雇用する事業者に対する摘発・罰則を過去最高水準に拡大。
		就労資格の確認をギグ・エコノミー（インターネットを通じて単発で仕事を受注する働き方）、下請け、自営業者へ拡大。
		議会会期終了までに就労資格確認のための単一デジタルIDを義務化。
自国送還の増加	難民認定を拒否された者の送還	オンラインプラットフォームと連携し、配達業者と協定を結び本人確認とデータ共有を強化。
		シリアなど状況が変化した国への強制送還の検討。
		自発的家族帰国への財政支援を実施し、拒否の場合は強制送還へ移行。
		家族への無期限支援の終了。帰国に協力しない家族への支援停止について協議。2016年移民法の権限下で検討。
	ビザ制裁	難民認定を拒否された者を出身国ではない第三国へ送還できる「帰国拠点」の活用を継続検討。
		自国民の送還に協力しない国に対し、制裁（ビザ停止を含む）を課す。
		専門的訓練を受けた審査官による独立した上訴機関の設置。
		法定期間の設定、特定事案の迅速な上訴手続き、遅延と悪用を削減する単一上訴ルートの導入。
		認証制度を強化し、明らかに根拠のない申請に対する上訴権を制限。
		上訴敗訴後に発生した私生活・家族生活の権利は、退去命令を覆すことはできない。
		自発的帰国に対する財政支援の継続的提供。
		上訴申請は当初申請時と異なる保護根拠によるものに限定し、立証するための証拠提出を怠ると「撤回」扱いに。
	上訴と法制度改革	早期の法的助言を制度改革の中核とし、遅延や遅延申立てを回避する。
		第8条（家族生活・私生活の権利）申出を制限し、家族の定義を明文化。
		第3条（拷問・非人道的扱い）において、英国が関与する国際制度と連携し、制度の現代的課題に対処。
		現代奴隷制について、欧州人身取引対策条約（ECAT）・欧州人権条約（ECHR）加盟国への送還対象者に対する再審査手続きを廃止したことに加え、早期情報開示義務強化、関連立法を導入。
	人権と現代奴隷法改革	安全と判断される国から入国した者に対しては、1回の面接で拒否。
		外国人犯罪者の迅速な国外退去：判決直後の即時退去対象化。
		AIおよび顔年齢推定技術の試験導入。
	その他の退去妨害要因	内務相が地域社会の受け入れ能力に基づき、安全かつ合法的なルートによる年間受け入れ上限を設定。
		再定住・スポンサー制度を改正し、地域・市民団体の役割拡大、コミュニティ・スポンサーシップ方式を主流化。
		英国での就学・就労を目的とする難民／避難民学生および技能難民向けの新たな枠を設置。
		グローバル危機（例：ウクライナ、ガザ）への継続的対応を継続。
安全・合法的なルートの設置		

（出所）英国政府